

亀田向陽自治会だより

2007.02.05 発行 Vol.2 亀田向陽自治会

第2回組長会議開催。いろいろな問題点を話し合いました。

1月21日(日)に開催しました組長会議で決定した事項、これから活動を起こす事項などをみなさんにお知らせいたします。

(1) 暮らしの安全、安心のために家族構成員名簿作成にご協力ください。

1) 子供の安全やご老人の安心のために自治会がこれから計画していかなければならない行事や活動がたくさんあると思います。親睦を深める意味あいでの行事もあるでしょう。しかし何かを計画するにしてもその基礎となる、住んでおられる方の詳しいデータが自治会にはありません。円滑な自治会運営を進める上で全戸数の家族構成をぜひ把握したいと考えています。

家族構成員名簿と封筒を配布します。これにあなたの世帯の住所、電話番号、緊急時の連絡先(または世帯主の携帯番号)家族の名前、続柄、生年月日を記入していただきたく思います。**各組長さんが回収いたしますので封筒に入れてお渡しください。**

これを基にして、組員名簿一覧(18歳以下のみ年齢を記載)を作成し、同じ組に住まれている方に配布する予定です。

個人情報ではありますが、犯罪防止、子供の事故や、老人の緊急時などに対応するために同じ組の方の構成や緊急連絡先は必要なものと考えます。別紙「家族構成員名簿提出依頼」の趣旨にご理解をいただきご協力をお願いいたします。

2) 組長会議では転入、転出、家族構成の変更などにかかる一連の手続きについても取り決めました。

例えば転入の場合は

亀田支所にて転居届：自治会総務部長を紹介→自治会総務部長：自治会規約を渡し、住まわれる組の組長を紹介、家族構成員名簿を渡し、記入していただき→組長宅へ提出、組長が総務部長へ届ける→総務部長：名簿保管→組員名簿一覧を組長に渡すという流れになります。

(2) ゴミステーションで起きたいろいろな問題。

1) 違反ごみ(分別されていないごみ)、またはごみ区分の指定日を間違えて出していた。特に回収不能のシール表示された分別されていないごみについては掃除当番の人が中を改めて、分別し直し、指定日に出しなおしております。これらの違反を防ぐ手だては正直ありません。皆さんの良心と細かい注意に頼らざるをえません。

2) 違反粗大ごみが捨てられてそのままになっている。
支所で回収しないごみについては各家庭が自分の責任において対処または業者に連絡して処分することになっております。ある組ではバッテリーが数ヶ月放置されたままです。最終的には自治会の負担で有料処分しなければなりません。組長会議ではこの対処方法を次回に持ち越しました。

個人で依頼できる処分業者：(有) 亀田横越衛生工業者 TEL 382-5418

3) 高校生が住宅地区内を通学通路として使い、ゴミステーションに違法ごみを投げ捨てていく。地区内にある 2 校とも生徒には住宅地区内を通学路として使用しないように指導しているそうです。

自治会役員が高校に出向いて、具体例を挙げて再度申し入れしてきます。

4) ゴミステーションのカバー（ガスダンパーで上げ下げするふた）は使用ごとにロックしてください。強風にあおられて開け放しになりやすく、カラスの食い散らしを誘発し、人が怪我をする危険性もあります。

（３）共有部分の管理は誰がやるの？。

1) 共有部分の管理はだれがやるの？

この地区内の共有地部分はこれまでは亀田駅東土地区画整理組合（以下「組合」）が所有しております。これらは今年の春に新潟市へ引渡しされ、行政の管理に移管されます。組合では引渡し前に問題のある箇所（たとえば道路の陥没や枯れた街路樹、共有物の破損）については補修します。引渡し前に市による検査が行われますが、この時点で指摘を受けた箇所についても組合がさらに補修することになっております。指摘前ですが、現在すでに補修工事が進められている箇所もあります。

例えば、設立総会で要望があがった公園前道路が降水であふれる問題については亀田支所と組合が共同で配水管増設や事後の改修工事を行い、3 月末日までに完成する予定です。

自治会としてはこれらを含めて最終形になるまで注意深く監視していきたいと思います。お気づきの点がありましたら組長さんを通じて、あるいは直接役員の方までお知らせください。

2) 線路側の植栽ますに樹木が植えられていないとの住民からの指摘がありました。

原則的には植栽は行政サイドで行うものなので、これを組合側に要望するのは少し無理があるようです。住宅地内の植栽は組合事業の宅地販売を進める上で営業上必要と判断され実施されたものでした。自治会としては組合であれ、行政であれ、地区内に景観上必要な植栽については要望してまいります。

要望は要望としてあげるとして、ただ、なんでも他人まかせでいいのでしょうか？住んでいる私たちの共有財産なので私たちが守り育てることが大切だと思います。清掃当番の日に周りの掃除や草とりにご協力ください。また自治会では一斉清掃と親睦を兼ねた行事を計画したいと思っています。子供会にお願いしてボランティア活動として取り上げてもらうよう要望したいとも考えております。

3) 「街灯が暗い」、いや、それは「防犯灯」です。

街灯は道路交通上必要な照明（交差点の照明など）でその費用は行政が負担する。

防犯灯は住民の防犯上必要な照明（電柱に設置）でその費用は自治会が負担することになっています。

原則からいけば防犯灯を増やすのは自治会負担となります。実際に「暗いので明るい照明灯にして欲しい」とか「増設してほしい」とのみなさんからの要望があります。組合や行政とのすりあわせや自治会予算との関係もありますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

（３）自治会にはまだお金がありません。

1) 春に就学する児童のお祝い会に 3 万円の補助をします。

自治会費を本格的に徴収していないのですから当然ですが、自治会にはお金がありません。しかし、せっかく自治会ができてから初めての入学祝ですから子供たちにささやかなお祝いを贈りたいと思います。

3) 地区内の事業所に賛助会員となってもらい、年間 12,000 円の会費をお願いする文書をもって役員が回るようになりました。

4) 集合住宅にお住まいの方から自治会費を徴収する方法についてアパート、マンションの管理会社をお願いしております。また、自治会費の徴収方法と回覧板の受け渡し班長を決めていただくよう申し入れをしました。各組長さんは回覧板を集合住宅の班長さんまで渡しますが、以降は集合住宅内での管理となります。また自治会費は原則、管理会社の責任において徴収し、自治会の会計に納めていただくようお願いしてあります。

(4) スムーズな回覧のために回覧板に一工夫を！

1) 回覧板をまわす相手先が不在の時はどうしていましたか？

そんな時、回覧板をドアノブにかけておけるように紐付きのビニールケースを準備しました。これに回覧板を入れてください。(雨、風のときでも安心です。)

2) 組内での回覧順と各戸がいつ回覧板をまわしたかを記入する表を毎回添付します。回覧順を間違えず、また責任を持って早く回覧板をまわす工夫です。

(5) 子供を持つお母さんさがはじめに動きました。

1) 平成17年、自発的に活動をしている子供会のお母さんたちは学校区の選択について働きかけを始めました。現在この自治会地区の小、中学校は亀田東小学校と亀田中学校と決められています。安全な広い歩道が整備された通学路が確保され、距離的にも若干近い亀田西小学校、西中学校への校区外入学を認めてもらおうという働きかけです。

自治会としても子供の安全のため全面的に協力していこうと思います。同じ校区にしばらくされている向陽1丁目(旧亀田54区)、向陽2丁目(旧17区と我々の自治会が混在)、そして向陽3丁目(当自治会のみ)との連携や署名を集める作業などが今後必要になってきます。

詳細については次回の自治会総会(平成19年4月予定)でご報告したいと考えております。

2) 子供会ではいろいろ計画をもっておられるようですが、ここでは割愛します。今後の活動を楽しみにしてください。

(6) 建築工事が始まったら渡します。

1) 自治会地区内にはまだ空き地が多くあり、戸建住宅、マンション、医院、店舗などがこれからも建築工事を始めることが考えられます。その際、近隣の皆様とトラブルが起きないようにあらかじめ自治会としての申入れ書を建築責任者に渡そうと考えております。

たとえば、工事車の安全対策、ゴミ処理、騒音対策、道路の汚れ、公共物の破損防止などの申入れが考えられます。

次回の組長会議の議題予定になっております。近隣の建築工事で困った、悩まされたことなど組長さんまでお知らせください。

向陽自治会ミニ情報

- 1) 設立総会で「子供たちが参加できる神社はどこ？」という質問がありました。
基本的には『諏訪神社』（東本町 4 丁目）です。子供みこしなどのお祭り行事は神社とは関係なく自治会独自で企画しているところが多いそうです。当自治会では県の「ふれ愛プラザ」のイベントとタイアップすることも含めて今後検討することになりました。
- 2) 「NTTの光ケーブルを施設してもらうよう自治会で働きかけてほしい」という要望がありました。まず手始めにアンケートを実施します。
- 3) 亀田駅構内に 4 月 1 日オープン予定で“駅前コミュニティーセンター”が完成します。
15 人収容から 80 人収容までの部屋やホールを利用できます。詳細は広報に発表されるでしょうが、自治会運営の会場の助けとなるよう、多いに期待したいと思います。
- 4) 今回の組長会議に集まっていた組長さんは 2 時間にもわたる協議に加わっていただき大変ご苦労さまでした。次回は 19 年度の自治会費徴収時期、3 月 20 日過ぎに開催いたします。
- 5) 総務部長の清水さんや環境衛生部の金子さんが組長会議開催にあたり資料作りに、まとめ役にとがんばっていただきました。
それでも本人たちはまだ亀田駅東土地区画整理組合の飯島事務長や鹿島建設の中村さんが当自治会と関わっているうちにいろいろなノウハウを吸収しておかないといけないと言います。平成 19 年の秋過ぎには組合は解散し、5 年以上もこの地域の面倒を見てきた両氏ともいなくなってしまうからです。
- 6) 「亀田向陽自治会たより」は 2 回目の発行にこぎつけました。「自治会たより」に対するご意見、ご要望がありましたら、なんなりとお聞かせください。家族構成員名簿に記載欄を設けました。ご自由に記入ください。

*個人的には「自治会ホームページを立ち上げられたらいいなあ」と考えていますが、どなたかスキルをお持ちの方ひと肌脱いでいただけませんか？

* 文章ばかりで、しかも 4 ページにもなってしまいました。もう少しイラストや写真を入れて見やすくし、文章ももっと簡潔にまとめられなかったかものと反省しています。
「亀田向陽自治会たより」を皆さんの身近な広報、情報紙となるようがんばります。

今後ともよろしく願いいたします。

文責：亀田向陽自治会 副会長 斎藤 茂
向陽 2-9-8 電話 025-382-8444
e-mail : ray@saikuni.co.jp